

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和四年二月一日

指令川建セ第〇二〇〇五一号

#### 二 検査済証番号

令和四年三月十日

川建セ第〇三〇二〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字八日市字今城二百二十番一、二百二十番五、二百二十番七、二百二十番八、二百二十番九、二百二十番十一、二百二十二番一、二百二十二番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡神川町大字植竹九百九番地  
神川町長 櫻澤 晃